

# 家庭内暴力の被害者への 援助



We speak your language ☎ 13 1202

Helping people experiencing Domestic Violence - Japanese

家庭内暴力や家族内暴力は、人がその配偶者やその他の家族をコントロールしようとすることに端を発します。他人をコントロールしようとする行動には、肉体的暴力、脅し、性的虐待、屈辱を与える、金銭的搾取、また家族や友人との接触を許さないといった孤立状態の強制などがあります。被害者はこうした抑圧的関係を脱しても、自分や自分の子供の身の安全に関する不安感から逃れられない場合があります。

## Centrelinkの被害者救済に向けた決意

Centrelinkでは、家庭内暴力や家族内暴力の被害者に救済措置を講じています。どのような社会保障手当やサービスを受けられるかに関する情報を提供します。また、Centrelinkのソーシャルワーカーと秘密厳守の個人面談も手配しています。

家庭内暴力や家族内暴力の被害者に救済の手を差し伸べるにあたり、Centrelinkでは以下の実施に努めています。

- プライバシーや秘密を守るなど、被害者の安全の確保
- 個々のニーズに合ったサービスを迅速に、フレンドリーに、能率よく提供
- 所得援助手当の正確かつ十分な審査、及び手当で支給可能な場合には、被害者とその子供が経済的に自立できるよう早急な支給開始
- 他の社会福祉サービスの紹介

日本語でのお問い合わせは、Centrelink（電話**13 1202\***）までご連絡ください。Centrelinkのホームページ（[www.centrelink.gov.au](http://www.centrelink.gov.au)）も参照してください。

\* 13で始まる電話番号への通話料金は、オーストラリア国内のどこからでも一律25セントです。1800で始まる電話番号はフリーダイヤルです。ただし公衆電話または携帯電話からの場合、それより高い料金が適用されますのでご注意ください。

- バイリンガルの担当者（手配可能な場合）や通訳者を通じ、被害者の母国語による援助

## Centrelinkの各種手当

個々の状況により、Crisis Payment、Parenting Payment、Family Tax Benefit、Newstart Allowanceといった手当が受給できる可能性があります。Centrelinkでは受給対象となる手当を確認し、受給申請手続きをお手伝いします。

## ソーシャルワーカー

Centrelinkの事務所やコールセンターには有資格のソーシャルワーカーが待機しています。Centrelink事務所でも個人面談を行ったり、自宅や知人・親戚宅、諸地域社会機関等にソーシャルワーカーを派遣して相談を受けたりすることも可能です。

## 配偶者や婚約者として最近オーストラリアに移住した方で、家庭内暴力や家族内暴力の被害に遭っている方へ

オーストラリアでは家庭内暴力は犯罪であり、社会的に許されない行為です。移住要件を満たすために暴力に甘んじる必要はありません。